

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 1 2 日

就労移行支援事業所 管理者 様  
就労継続支援 A 型事業所 管理者 様  
就労継続支援 B 型事業所 管理者 様

奈良県福祉医療部障害福祉課

**【依頼】：就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援事業に係る所要額調査について**

平素は本県障害福祉行政の推進に御理解と御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、標記事業の実施にあたり所要額を把握するため、厚生労働省からの依頼で標記調査を実施します。  
つきましては、当該事業のご活用を御希望される場合は、御多忙のところ調査期間が短く申し訳ございませんが、  
下記のとおり御提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出物 「就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入計画書.xls」  
「就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入計画書（詳細）.xls」
- 2 提出期限 **令和 2 年 3 月 1 3 日（金） 1 1 時厳守**
- 3 提出方法 電子メールにて、下記の宛先へ提出してください。
- 4 留意点
  - ◆補助額上限は 1 事業所あたり 250 万円及び在宅就労 1 人当たりに係る単価 25 万円
  - ◆補助対象経費は在宅就労の実施に用いる、タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など
    - ・上記経費は令和 2 年 3 月 1 0 日から令和 2 年 3 月 3 1 日に係る経費のみを対象とする。
    - ・リース費用も対象とするが、対象となる期間は令和 2 年 3 月 1 0 日から令和 2 年 3 月 3 1 日に限る。
    - ・インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

※詳細は厚生労働省作成の別紙 1 及び別紙 2 をご確認ください。

【担当及び提出先】

奈良県 福祉医療部 障害福祉課 自立支援・療育係  
T E L : 0742-27-8513 F A X : 0742-22-1814  
メ - ル : syogai@office.pref.nara.lg.jp